第2章

代金支払・証跡・取引先マスタ等に注意 改正下請法施行に伴う経理実務の留意点

PwC Japan有限責任監査法人
米国公認会計士（ワシントン州）・公認情報システム監査人　雨宮　弦太

【この章のエッセンス】

- ●取適法にかかわる経理業務の留意事項を確認しておく必要がある。
- ●代金支払における運用上の留意点として、実検収日を起点とした支払期日の管理、支払条件の厳守、電子記録債権の取扱い等、経理フローの見直しが不可欠な事項がある。
- ●証跡に基づいた経理処理として、取適法違反リスクを低減する内部統制の役割としての経理部門と経理処理について注意する。
- ●取引先マスタの管理について、取適法違反リスクの低減と監査対応の円滑化に寄与する取引先マスタの管理を行う。

本章については中小受託事業者の視点ではなく、主に委託事業者が対応すべき事項の視点で記載している。

代金支払における運用上の留意点

2026年1月1日から施行される「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下、「取適法」という）では、代金の支払期日までの引にかかる事業を所管する大臣に、指導助言権限があることが明記された。指導または助言は、違反事実が公表される勧告（取適法10）が行われる事案よりもさらに簡易な手続および調査となり、これまでにも、比較的軽微な違反について、公正取引委員会および中小企業庁は、改善措置を講じることを求める指導または助言を行うことで、各案件を迅速に処理してきた。このような指導助言権限を事業所管省庁の主務大臣に与えることが、取適法の執行において有益であると考えられ、今回の改正では、これまで公正取引委員会および中小企業庁が行ってきた指導および助言について法的根拠が与えられ、また、各事業所管省庁において、指導および助言を行えることが明記された（取適法5①七、8、13）。

また、下請法では、委託事業者の違反行為を公正取引委員会または中小企業庁に知らせたことを理由に、その中小受託事業者に対して取引数量の削減や取引停止などの不利益な取扱いをすることが禁じられている（報復措置の禁止）が、事業所管省庁に対して知らせた場合は報復措置の禁止の対象ではなかった。そのため、たとえば、中小受託事業者が、国土交通省の物流・トラックGメンに対して委託事業者の下請法違反を知らせることを躊躇する例があると指摘されていた。取適法では、報復措置の禁止の申告先として、公正取引委員会および中小企業庁に加え、事業所管省庁の主務大臣が追加された。ここで想定される省庁は、取引にかかる事業を所管するものであることから、農林水産省、厚生労働省、国土交通省など、さまざまな省庁が関与する可能性があり得る。

井手　瑠美（いで・るみ）
PwC弁護士法人　弁護士
2014年弁護士登録。2023年カリフォルニア州弁護士登録。
事業会社法務部門において、独占禁止法や下請法に関する案件を中心に、企業法務全般を担当。その後、公正取引委員会の企業結合課に調査官（主査）として執務し、情報通信・インターネット、メディア、インフラ業界を中心とする数多くのM&Aを審査した経験を有する。現在、下請法に関する法的助言、企業結合届出、国際的な競争法案件や関するアドバイス等、独占禁止法案件を中心に取り扱っている。